

大津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政的援助団体等に対する監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月17日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	佐	々	木	松
同	佐	藤		弘

第1 監査の対象

1 実地監査

- (1) 大津市国際親善協会運営補助金 政策調整部企画調整課国際交流室
- (2) 大津市学区文化祭事業補助金 市民部文化・青少年課
- (3) 大津市民生委員児童委員協議会連合会補助金 福祉子ども部福祉政策課
- (4) 営農指導強化対策事業補助金 産業観光部農林水産課

第2 監査の期間

平成26年12月2日から平成27年1月16日まで

第3 監査の方法

本監査は、平成25年度及び平成26年度における補助事業から抽出した上記事業について、当該事業の執行が、大津市補助金等交付規則又は各補助金交付基準等の規定に従い適正に処理されているか、あらかじめ提出を求めた監査資料、関係資料及び実績報告書、さらには、補助対象団体から提出を求めた関係帳票等により監査を執行した。

第4 監査の結果

1 大津市国際親善協会運営補助金

- (1) 監査執行年月日 平成27年1月16日
- (2) 補助金交付の目的
財政基盤が脆弱である当該協会の運営費を補助し、本市の国際交流推進体制の充実を図ることを目的とする。
- (3) 補助対象団体
平成25年度 公益財団法人大津市国際親善協会
平成26年度 同上
- (4) 補助金交付額
平成25年度 12,531,812円
平成26年度 10,842,408円（予定）
- (5) 監査の結果
事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

○ 大津市国際親善協会の財政的な自立促進について

大津市国際親善協会は、市民外交を通じて国際化社会に対応した魅力ある大津のまちづくりと、国際交流の一層の進展に寄与することを目的に設立されて以来35年以上にわたり、本市の国際交流施策の推進に貢献されてきた。そのため本市も当該協会の体制の整備充実を図るため、人件費等の補助を行なっている。

しかし、当該協会の賛助会員のうち個人会員については、年々減少傾向にある。賛助会員は協会の活動を支える力となるだけでなく、その会費収入は協会運営の基盤となるものであることから、団体会員と併せ、会員増強に努められ、公益財団法人として自立促進に向けて事業を展開されたい。なお、所管課においても補助制度適正化基本方針の主旨に沿い、効果的、効率的な運営がなされるよう、指導を含めた協働関係を構築されたい。

2 大津市学区文化祭事業補助金

- (1) 監査執行年月日 平成27年1月16日
- (2) 補助金交付の目的
大津市文化祭事業として、学区ごと（全36学区と大津公民館利用団体連絡協議会）に催される音楽や舞踊などの舞台発表や茶道体験、華道展示などの様々な文化活動に対して支援している。
このことにより市民文化の向上や個性豊かで活力あふれる地域づくりに貢献するとともに、本市の文化振興の推進を図るものである。

(3) 補助対象団体

平成25年度 大津市文化連盟ほか8件

平成26年度 同上

(4) 補助金交付額

平成25年度 2,072,000円

平成26年度 1,962,000円（予定）

(5) 監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

○ 大津市学区文化祭事業補助金の実績報告について

大津市学区文化祭事業補助金は、各学区文化祭実行委員会が実施する文化祭開催事業への補助金である。

大津市文化連盟に加入する29団体については文化連盟への間接補助となっており、一方、文化連盟に加入しない8地域については、学区文化祭実行委員会に直接交付されている。

当該補助事業の所管課として、補助事業者の事業執行状況を検証するとともに、間接補助についても、各学区文化祭実行委員会から大津市文化連盟へ実績報告されている事業報告、決算状況等の内容を精査することにより、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

3 大津市民生委員児童委員協議会連合会補助金

(1) 監査執行年月日 平成27年1月16日

(2) 補助金交付の目的

大津市民生委員児童委員協議会連合会に対して支援することによって、民生委員法第20条に定められた区域ごとの民生委員児童委員協議会との連絡調整を図るとともに、各民生委員児童委員の活動を促進し、地域社会の福祉の増進に努めることを目的とする。

(3) 補助対象団体

平成25年度 大津市民生委員児童委員協議会連合会

平成26年度 同上

(4) 補助金交付額

平成25年度 9,885,055円

平成26年度 10,257,800円（予定）

(5) 監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

○ 補助対象経費の整理とチェック体制の強化について

大津市民生委員児童委員協議会連合会は、地区民生委員児童委員協議会との連絡調整を図るとともに、地域において活動する民生委員児童委員に対して、研修会の開催等を行うことにより、委員の資質の向上と地域福祉の増進に寄与されている。

その活動を支援するため、本市から大津市民生委員児童委員協議会連合会補助金が交付されているが、連合会における専門部会・研究会及び地区民生委員児童委員協議会の活動経費（間接補助）について、繰越金の発生や補助対象経費が整理されていないなどの事案が見受けられた。このことから、所管課においても、補助制度適正化基本方針の主旨に沿ったチェック体制の強化を図られ、透明性を高めた適正な補助事務の執行に努められたい。

4 営農指導強化対策事業補助金

(1) 監査執行年月日 平成27年1月16日

(2) 補助金交付の目的

営農指導強化促進及び地域農業の活性化を図ることを目的とする。

(3) 補助対象団体

平成25年度 レーク大津農業協同組合

平成26年度 同上

(4) 補助金交付額

平成25年度 5,664,000円

平成26年度 4,248,000円（予定）

(5) 監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要

すると認められた。

○ 営農指導強化対策に対する補助事業について

レーク大津農業協同組合（以下「農協」という。）は、農業協同組合法第10条第1項に掲げる「組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導」の業務として、農家への栽培指導、地産地消の推進等の営農指導活動を行う役割を担っている。この営農指導活動は、市が担うべき農業振興施策としての営農指導強化活動と相共通することから、市は、農協の営農指導員の活動に対して、その人件費の一部を補助している。

しかしながら、農協の行う活動と市の担うべき活動を峻別することが困難なこともあり、補助事業の実績報告書や営農指導員行動日誌等からは、補助対象事業である、栽培指導、防除事業等への指導、消費拡大事業を含む地域農業の振興など、営農指導強化活動の具体的な実績が成果物として明確になっていない。

このことから、営農指導についての活動における、農協と市の役割分担を整理した上、成果物等の検収を通して、効果的な事業運営が図られるよう改善されたい。